

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	都市建設部 建築指導課		
許 認 可 等 名	都市計画区域内における建築物の敷地と道路との関係の認定		
根 拠 法 令	建築基準法施行条例（昭和47年徳島県条例第32号）		
根 拠 条 項	第30条		
連 絡 先	（電話621-5274）		
審 査 基 準	基 準	<p>・認定基準</p> <p>特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める基準は、次のとおりとする。</p> <p>1 建築基準法第43条第2項第2号許可基準における包括同意基準2，3-（1）または3-（2）の条件を満足すること。ただし、3-（2）については、公共機関が管理する幅員4メートル以上の空地とする。</p> <p>2 道等に接する長さは4メートル以上とすること。</p> <p>3 包括同意基準3-（1）の河川またぎにおいては、橋の幅員が上記2の接道長さ以上あること。</p>	
	参 考 事 項		
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定（令和 年 月 日最終変更）	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日（休日を含む）	
	（設定しないものについてはその理由）	※事例ごとのばらつきが著しく、事例が少ないため、設定していない。	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定（ 年 月 日最終変更）	